

(2021年9月1日現在)

1. 商品名	通知預金 ※ 新規のお取扱いは中止しております。
2. ご利用 いただける方	個人および法人のお客さま
3. お預入れ期間	定めはございません。ただし、お預入れ日から7日間の据置期間が必要です。
4. お預入れ	
(1)お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。
(2)お預入れ金額	5万円以上
(3)お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	解約する日の2日前までに、銀行に解約する旨をご通知いただく必要があります。解約時に元金と利息を一括してお引出しいただけます。
6. 利息	
(1)適用金利	毎日店頭に表示する利率を適用いたします。(変動金利)
(2)利払頻度	解約時に一括してお支払いいたします。
(3)計算方法	預入日から解約日の前日までの日数について、付利単位を1万円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) 法人のお客さま…総合課税(ただし、非課税法人の場合は除きます。)  ※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。
8. 付加できる 特約事項	個人のお客さまは、法令に定められた条件を満たせば、証書式に限りマル優のお取扱いができます。
9. 手数料	—
10. 中途解約時の 取扱い	据置期間中に解約する場合の利息は、解約日における普通預金利率により計算し、預入元金とともにお支払いいたします。
11. 金利情報の 入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12. 参考事項	預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 当行が契約して いる指定紛争 解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772